

## ポリオを含むAFP検査における医療機関から国立感染研究所までの検体受け取り・検査・報告の流れ

(別添)

**【医療機関】**

- 急性弛緩性麻痺（AFP）患者を診察・診断
- 急性期の検体採取（特に24時間以上開けて採取した糞便2検体、呼吸器検体※、血液、髄液）  
※便検体、呼吸器検体は診療の手引きを参照し、積極的に採取すること。
- 感染症法に基づく発生届（届出基準に合致することを確認）  
※届出時は検体採取について記載（結果は空欄可：判明後の結果は保健所で入力可）

検体依頼

結果通知

**【保健所】**

- 発生届の確認（届出基準に合致することを確認）・受理
- 急性期の検体の確認（特に24時間以上開けて採取した糞便2検体、呼吸器検体※、血液、髄液）  
※便検体、呼吸器検体は、診療の手引きを参照し、積極的に採取すること（行政検査）。
- 地衛研への検体送付  
※結果が地衛研・感染研から戻ったら、医療機関へ情報提供しつつNESIDへ入力
- 相談対応など
- ポリオウイルスが検出された場合、保健所は、医療機関に連絡し、2類感染症急性灰白髄炎の届出、5類感染症急性弛緩性麻痺の届出の取り下げを依頼

調査協力  
検体送付

結果通知

**【地方衛生研究所】**

- 検体受理

**【地方衛生研究所】 \* 受理した便検体の全例をポリオウイルスを否定するため国立感染研究所に送付すること。**

○ポリオ検査について

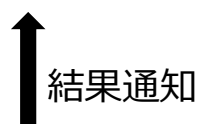
- 国立感染症研究所ウイルス第二部第二室への行政検査依頼（依頼内容は、ポリオウイルス検査のみ）  
： 検体の情報をエクセルシート（※添付）に記入して国立感染症研究所ウイルス第二部第二室に送る。
- 便検体を小分けして、国立感染症研究所ウイルス第二部第二室へ発送（ポリオウイルス検査用）  
： 回収した便検体の一部（各々2 g程度）を送付する。残りは、地方衛生研究所での検査に使用する。
- 結果が国立感染症研究所ウイルス第二部第二室から戻ってきたら、送付元の保健所へ報告

○ポリオ検査以外の検査について

- 地方衛生研究所でエンテロウイルスD68、A71（EV）等病原体検査
- 地方衛生研究所におけるEV検査でポリオウイルス(遺伝子を含む)が検出された場合、直ちに厚生労働省及び保健所し、確認検査のため感染研に行政検査を依頼

※国立感染症研究所感染症危機管理研究センター第四室で、エンテロウイルスの検査相談可能。

- 地衛研の検索により病原体の同定ができない検体に関して、さらなる検索について、国立感染研究所感染病理部に相談する事が可能



**【国立感染症研究所ウイルス第二部第二室】**

- 国立感染症研究所で、ポリオウイルスの検出・同定・遺伝子検査 (WHO標準法)
- 国立感染症研究所で受け取った便検体は、検査終了後に残った場合、4ヶ月以降に廃棄する。
- 行政検査依頼への結果報告 (送付元へ報告)
- WHO/WPROへAFP検査結果を報告 (陰性結果含む)
- ポリオウイルスが検出された場合、感染研は直ちに厚生労働省及び保健所・地衛研へ連絡